

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律193号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、愛知県水防計画及び岡崎市地域防災計画の定めるところにより、岡崎市内の河川及びため池等の洪水による水害を警戒・防ぎよし、被害を軽減するために、水防上必要な事項を具体的に定め、水防活動の万全を期し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 第2節 用語の定義

用語名	用語の定義
岡崎市防災会議	災害に対する防災体制を確保するとともに、災害対策の迅速、円滑なる実施及び関係方面の緊密なる相互協力を図るため、災害対策基本法に基づき設置した機関
岡崎市災害対策本部	災害対策に対する一元的体制を確保し、防災、災害救助、災害警備、災害復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するために市長が必要があると認めるとき災害対策基本法に基づき設置する機関
岡崎市水防本部	洪水等のおそれがある事を知り、水防本部長が水防活動の必要があると認めるときに設置するもので、市内における水防を統括するため、岡崎市役所内に設置する機関
水防管理団体	岡崎市
水防管理者	水防管理団体の長である岡崎市長
岡崎市水防本部長	岡崎市長
消防機関の長	岡崎市消防本部消防長
水防協力団体	水防団又は消防機関と協力して水防活動をする、水防管理者が指定する公益法人又は特定非営利活動法人の団体
水防警報河川	国土交通大臣が洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるとして指定し公示した河川
水防警報	指定河川において国土交通大臣が洪水によって災害が起きるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう
洪水予報指定河川	洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川
洪水予報	気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、その状況を周知せしめるため警告して行う発表をいう
水位情報の通知及び周知	国土交通省又は知事は、水位周知河川について、避難判断水位(特別警戒水位)に到達した旨の情報を、関係都道府県知事又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させなければならない。

水防法 ……〔資料1〕

水防用語 ……〔資料13〕

### 第3節 水防の責任と義務

#### 1 水防管理団体の責任

岡崎市内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### 2 量水標管理者の責任

量水標の水位が、この計画に定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

#### 3 ため池管理者の責任

水害が予想されるときは、水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉等の開閉を行わなければならない。

#### 4 住民の義務

水防管理者又は消防機関の長より要請のあった場合は、直ちにこれに協力しなければならない。